

高第1927号  
令和4年11月11日

通所介護事業所  
通所リハビリテーション事業所  
短期入所生活介護事業所  
短期入所療養介護事業所  
訪問介護事業所  
訪問入浴介護事業所  
訪問看護事業所  
訪問リハビリテーション事業所

管理者様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長  
(公印省略)

高齢者施設（通所・訪問系事業所）従事者等に対する頻回検査のための  
抗原定性検査キットの配付について

日頃、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底に御協力いただきお礼申し上げます。

このたび、県では、職員に対する頻回検査のための抗原定性検査キットを、下記のとおり配付することとしました。

については、配付を希望する場合は、別紙を御参照の上、お申し込みくださいますようお願いいたします。

なお、検査の開始時期は、別途県からお知らせします。配付された検査キットは県から頻回検査開始のアナウンスがあるまで、施設で保管し、使用しないようお願いします。

記

1 対象施設

別紙のとおり

2 申込期間

令和4年11月14日（月）9時から11月18日（金）まで

3 梱包物

1箱につき次の2点を梱包し、配送いたします。

(1) 抗原定性検査キット 200キット

(2) 県からの案内文 2枚（両面印刷）

4 配送について

発送伝票に記載される発送者名は「**抗原定性検査キット頻回検査事務局**」となりますので、受け取りの際には、御注意ください。

【担当】

千葉県健康福祉部高齢者福祉課

地域活動推進班 野村 齋藤

電話：043-223-2342

メール：kourei00@mz.pref.chiba.lg.jp